



**兵庫県告示第631号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年6月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	有安寺谷池地区	平成30年7月3日から 同 月23日まで	三木市役所
同 上	谷田池地区	同 上	丹波市役所



**兵庫県告示第632号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市日高町日置字中谷67の1、68の1から68の10まで、宇大谷69の1から69の3まで、70の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第633号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
姫路市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第634号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 朝来市田路字エノジ228から230まで
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第635号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成30年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
  - 漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
  - 平成30年 7月12日（木）午前10時30分から午前11時15分まで
- 3 場所
  - 兵庫県庁 1号館 1階C会議室



**兵庫県告示第636号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
シマダヤ西日本株式会社  
滋賀県近江八幡市上田町84番地の8  
代表取締役社長 鈴木正幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
シマダヤ西日本株式会社兵庫工場  
宍粟市山崎町川戸1121番地10
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	16号 湯煮施設 (No. 1)			
変更前後の区分		変更前		変更後	
能	力	6,000食/時		同 左	
工事着手予定年月日		既 設		同 左	
工事完成予定年月日		既 設		同 左	
使用開始予定年月日		既 設		排水処理施設増強工事完了後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		7時～19時 12時間		5時～21時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		冬季増		夏季増	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4～6	4～6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6,000	8,000	900	1,200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4,000	6,000	220	280
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	2,000	4,000	150	220
	窒素含有量 (単位 mg/L)	65	75	12	18
	リン含有量 (単位 mg/L)	10	15	2	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3	8	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		59.5	82.5	90.5	123.5

16号 湯煮施設 (No. 2)				16号 湯煮施設 (No. 3)			
変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
3,200食/時		同 左		3,000食/時		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
既 設		排水処理施設増強工事完了後		既 設		排水処理施設増強工事完了後	
7時～19時 9時間		5時～21時 16時間		7時～19時 12時間		5時～21時 16時間	
冬季増		夏季増		冬季増		夏季増	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
6～10	6～10	5.8～8.6	5.8～8.6	4～6	4～6	5.8～8.6	5.8～8.6
4,000	6,000	900	1,200	5,000	7,000	900	1,200
3,000	4,000	220	280	4,000	5,000	220	280
1,500	3,000	150	220	2,000	4,000	150	220
55	65	12	18	70	85	12	18
15	20	2	3	10	20	2	3
2	3	8	15	2	3	8	15
24.5	35	51.5	74	26	36.5	30.5	42

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設								
	変 更 前				変 更 後				
型 式	東洋実業株式会社製				株式会社西原ネオ製				
構 造	鉄筋コンクリート造				同 左				
主 要 寸 法	23.4m×16.1m×6.65m				22.85m×17.6m×8.8m				
能 力	260m <sup>3</sup> /日				370m <sup>3</sup> /日				
汚 水 等 の 処 理 方 式	活性汚泥法+嫌気好気処理				活性汚泥法+加圧浮上				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設				許可後				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設				着手後1箇月				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				完成後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				同 左				
使用時間の季節的変動の概要	な し				同 左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~ 8	4~ 8	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	4~ 6	4~ 6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	800	1,300	18	27	600	800	18	27
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	700	1,200	18	27	150	200	18	27
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	300	400	25	35	100	150	25	35
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	25	30	15	20	10	20	10	20
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	3	4	1	2	2	3	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3	2	2	6	10	2	2
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	—	—	800 未満	800 未満	無数	無数	800 未満	800 未満	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)	172	253	172	253	260	370	260	370	

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分	変 更 前		変 更 後	
	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 口 名				

排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	172	雨 水 専 用 排 水 口	260	変 更 な し
	最 大	253		370	
水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最 大	5.8~8.6		5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	18		18	
	最 大	27		27	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	18		18	
	最 大	27		27	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	25		25	
	最 大	35		35	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	15		10	
	最 大	20		20	
燐 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1		1	
	最 大	2	2		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	2	2		
	最 大	2	2		
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	通 常	800未満	800未満		
	最 大	800未満	800未満		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 7月 3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部環境課



**兵庫県告示第637号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成30年 7月 2日から同年 8月 4日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園七番町 5番 8号外地先



**兵庫県告示第638号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太子町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年 6 月 25 日から同年 9 月 28 日まで

3 作業地域

太子町鶴地内



兵庫県告示第639号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成29年 7 月 1 日から平成30年 5 月 31 日まで

3 作業地域

姫路市四郷町明田及び継地内



兵庫県告示第640号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量（再設））

2 作業期間

平成30年 5 月 28 日から同年 6 月 7 日まで

3 作業地域

西宮市花の峯10番 7 号地先



兵庫県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 7 月 3 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 7 月 3 日から 2 週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	姫路市飾東町山崎字ゲンキヤ385番 1 から 同 市飾東町山崎字前田545番 2 まで	旧	12.0から 18.0まで	294.0	
		新	12.0から 18.0まで	294.0	一部 予定地



**兵庫県告示第642号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月3日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	たつの市新宮町下筋原字相坂谷奥8番3から	旧	11.0から 16.0まで	135.0	
	同 市新宮町下筋原字相坂谷奥17番4まで				
		新	12.0から 45.0まで	135.0	



**兵庫県告示第643号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年7月3日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 太子御津線	揖保郡太子町糸井字前田189番12から	旧	7.0から 12.0まで	403.0	
	同 郡同 町糸井字柿ヶ坪296番2まで				
	揖保郡太子町糸井字前田189番12から	新	7.0から 12.0まで	403.0	
	同 郡同 町糸井字柿ヶ坪296番2まで				
揖保郡太子町糸井字前田189番12から		11.0から 42.0まで	616.0	予定地	
	同 郡同 町糸井字鍛冶田340番3まで				



**兵庫県告示第644号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成30年7月3日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月3日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 7 2 号	姫路市飾東町山崎字前田590番2から 同 市飾東町山崎字前田607番1まで	旧	15.0から 17.0まで	285.0
		新	15.0から 16.0まで	285.0



**兵庫県告示第645号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
丹波都市計画下水道事業丹波市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和52年 2 月 1 日から平成34年 3 月31日まで（柏原都市計画下水道事業丹波市公共下水道）  
平成 8 年 5 月21日から平成31年 3 月31日まで（丹波都市計画下水道事業丹波市公共下水道）  
変更後 昭和52年 2 月 1 日から平成36年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第646号**

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
兵庫県立尼崎の森中央緑地
- 2 所在地  
尼崎市扇町
- 3 区域  
次の図に示す区域  
（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日  
平成30年 7 月 3 日



**兵庫県告示第647号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0012号	30. 6. 14	たつの市龍野町富永字常心坊306番1の一部、 307番6の一部	5.00	35.00



**兵庫県告示第648号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年 7 月 3 日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 重要調整池の所在地  
加西市桑原田町字東山296番167他
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
合同会社桑原田太陽光発電所	加西市桑原田町字東山296番167	一般社団法人太陽光発電促進協会 職務執行者 西 本 忠 司

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武田尾(2) I (105000121)	西宮市武田尾温泉（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
武田尾(1) I (105000122)	西宮市武田尾温泉（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(7) I (105000123)	西宮市塩瀬町名塩（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
青葉台二丁目 I (105000152)	西宮市青葉台二丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
青葉台一丁目(2) I (105000154)	西宮市青葉台一丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

宝生ヶ丘(1) I (105000161)	西宮市宝生ヶ丘一丁目(別図 6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
天狗谷Ⅱ (205000041)	西宮市塩瀬町生瀬(別図7の とおり)	土石流	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年7月11日(水)から同月25日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所塩瀬支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市榎塚町2-28
  - (3) 提出期限  
平成30年7月25日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年9月21日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) トンボプラザ  
所在地 明石市硯町三丁目455-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要  
出入口に面した西側道路(市道林船上6号線)が通学路となっていることから、以下の2点について努められたい。
  - (1) 登下校時に交通整理員の2名以上の配置及び通学路と認識できる看板の設置による児童の安全確保
  - (2) 午後9時から翌午前10時までの出入口の封鎖による児童の登校時の安全確保
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年7月3日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字大橋311番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市広畑区小松町二丁目75番地の1

有限会社盛正 取締役 福 島 克 巳

- 3 許可年月日及び許可番号

平成29年11月9日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-24号（29高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市長池町61番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂郡上郡町梨ヶ原字九ノ谷山1167番158

住商工業株式会社 代表取締役 武 田 泰 幸

- 3 許可年月日及び許可番号

平成30年4月13日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-42-2号（29赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西田原字北角218番、228番の一部、230番から232番まで、233番4、218番地先水路、同 郡同 町西田原字北角田1152番から1156番まで、1159番、1154番地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市土山6丁目6番4号

島谷不動産 島 谷 一 也

- 3 許可年月日及び許可番号

平成30年5月29日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-16-2号（29福崎）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

洲本市大野字平成1845番

同 市大野字川添1841番、1843番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原 田 健

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 6 月11日

兵庫県指合淡路（洲土）（建）第 1－4－2 号（29洲本）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
入江次郎後援会	太 田 清 幸	岡 村 裕 策	姫路市本町201	平成30年 5 月 1 日
岩見あきら後援会	松 岡 一 重	岩 見 成 明	高砂市北浜町北脇290－1	平成30年 5 月22日
上原ひろしを支援する会	上 原 広	上 原 千 里	宝塚市紅葉ガ丘11－28	平成30年 5 月16日
大西ゆき後援会	千 田 征 男	千 田 征 男	高砂市西畑 4－11－2	平成30年 5 月14日
岡野多穂後援会	岡 野 多 穂	田 中 芳 子	宝塚市売布きよしガ丘18－8	平成30年 5 月 2 日
金田峰生後援会	森 原 健 一	野 中 一 清	神戸市兵庫区新開地 3－4－20	平成30年 5 月16日
Kawanishi + (中井しんいち後援会)	中 井 慎 一	中 井 哲 夫	川西市緑が丘 1 丁目18－19	平成30年 5 月 9 日
香田永明後援会	香 田 永 明	神 吉 修 平	加古郡播磨町南大中 2 丁目 2－12	平成30年 5 月31日
志政加古川	松 本 裕 一	松 本 裕 之	加古川市尾上町口里790－21	平成30年 5 月24日
芝本やすあき後援会	芝 本 鎮 彰	芝 本 鎮 彰	高砂市米田町塩市245番地の 1	平成30年 5 月28日
新生兵庫講演会	水 越 浩 士	木 村 光 利	神戸市中央区栄町通 4－2－18 キンキビルディング 5 階	平成30年 5 月16日
地域政党たからづか	岡 野 多 穂	田 中 芳 子	宝塚市売布きよしガ丘18－8	平成30年 5 月 2 日
ふじわらしげき後援会	山 本 憲 司	小 竹 眞 昭	加古川市平荘町里51－2 (藤原方)	平成30年 5 月 8 日
未来都市神戸を創る会	安 達 和 彦	坊 恭 壽	神戸市須磨区戎町 2－1－10－105	平成30年 5 月22日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(i) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日

自由民主党猪名川町支部	宮 東 豊 一	主たる事務所の所在地	新	川辺郡猪名川町広根字町屋東6	平成30年5月14日
			旧	川辺郡猪名川町槻並字清沢14	
		代表者の氏名	新	宮 東 豊 一	
			旧	大 嶋 誠 治	
会計責任者の氏名	新	末 松 早 苗			
	旧	鶴 川 誠 子			
自由民主党西宮支部	篠 原 正 寛	代表者の氏名	新	篠 原 正 寛	平成30年5月2日
			旧	中 川 経 夫	
自由民主党兵庫県倉庫支部	若 松 康 裕	会計責任者の氏名	新	河 野 通 弥	平成30年5月16日
			旧	笹 倉 雅 彦	
自由民主党兵庫県理容支部	宮 城 丈 二	代表者の氏名	新	宮 城 丈 二	平成30年5月21日
			旧	品 川 徹	
		会計責任者の氏名	新	藤 田 暁 三	
			旧	佐 藤 之 貞	
日本共産党東播地区委員会	山 口 博 明	会計責任者の氏名	新	隅 信	平成30年5月10日
			旧	立 花 俊 治	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
赤穂市医師連盟	中 村 隆 彦	代表者の氏名	新	中 村 隆 彦	平成30年5月24日
			旧	黒 田 和 司	
		会計責任者の氏名	新	渡 邊 節 雄	
			旧	中 村 隆 彦	
新しいステージの神戸をつくる会	西 河 紀 男	会計責任者の氏名	新	原 田 比 呂 志	平成30年5月1日
			旧	中 島 豊 一	
梅田幸広後援会	梅 田 幸 広	代表者の氏名	新	梅 田 幸 広	平成30年5月11日
			旧	桜 井 征 一 郎	
		会計責任者の氏名	新	梅 田 幸 広	
			旧	吉 岡 英 明	
輝ける神戸をつくる会	久 元 喜 造	会計責任者の氏名	新	原 田 比 呂 志	平成30年5月1日
			旧	中 島 豊 一	
木戸さだかず後援会	藤 本 正 己	代表者の氏名	新	藤 本 正 己	平成30年5月19日
			旧	山 内 脩	
清元ひでやす後援会	清 元 秀 泰	代表者の氏名	新	清 元 秀 泰	平成30年5月1日
			旧	澤 田 巧	
		会計責任者の氏名	新	澤 田 巧	
			旧	増 尾 賢 一	
佐藤よしのり後援会	佐 藤 良 憲	主たる事務所の所在地	新	伊丹市瑞徳町2丁目16-1 瑞穂マンション106	平成29年10月11日
			旧	伊丹市瑞徳町1丁目46 リエス伊丹瑞徳町303	
すがゆうき後援会	中 川 友 貴	政治団体の名称	新	すがゆうき後援会	平成30年5月9日
			旧	中川ゆうき後援会	

須田とわくわく ねっと	須 田 和	主たる事務所 の所在地	新	尼崎市南武庫之荘 1—20—19— 405	平成30年 5月23日
			旧	尼崎市南武庫之荘 1—18—24— 403	
宝塚市医師連盟	栗 田 義 博	代表者の氏名	新	栗 田 義 博	平成30年 5月26日
			旧	末 岡 悟	
		会計責任者 の氏名	新	合 田 潔	
			旧	金 川 清 人	
たてべ正人後援会	建 部 正 人	主たる事務所 の所在地	新	加古川市別府町新野辺914番地	平成30年 5月16日
			旧	加古川市野口町良野1533 ゴー ールドメゾン良野302	
谷真康後援会	谷 真 康	会計責任者 の氏名	新	井 上 健 志	平成30年 5月15日
			旧	加 藤 雄 治	
中野ゆうご後援会	中 野 郁 吾	主たる事務所 の所在地	新	西宮市神楽町 7 番24号 メディ シヤール夙川 2階	平成30年 5月25日
			旧	西宮市毘沙門町 5 番15号	
日本薬業政治連盟 兵庫県支部	西 卷 孝	代表者の氏名	新	西 卷 孝	平成30年 4月16日
			旧	武 田 英 男	
久元きぞう後援会 連合会	西 河 紀 男	会計責任者 の氏名	新	原 田 比 呂 志	平成30年 5月 1日
			旧	中 島 豊 一	
兵庫県私学経営研 究会	柳 弘一郎	代表者の氏名	新	柳 弘一郎	平成30年 4月27日
			旧	尾 崎 八 郎	
		会計責任者 の氏名	新	中 井 弘 慈	
			旧	阪 田 芳 昭	
兵庫県理容政治連 盟	宮 城 丈 二	代表者の氏名	新	宮 城 丈 二	平成30年 5月21日
			旧	品 川 徹	
		会計責任者 の氏名	新	藤 田 暁 三	
			旧	佐 藤 之 貞	
古田ひろあきはげ ます会	古 田 寛 明	会計責任者 の氏名	新	古 田 利 栄 子	平成30年 5月30日
			旧	井 上 薫	
山本のりかず後援 会	山 本 憲 和	主たる事務所 の所在地	新	神戸市北区山田町下谷上字梅木 谷23—16 エスパシオデルコウ べ208号	平成30年 5月11日
			旧	神戸市北区谷上西町25—5 ベ ガ中上206号	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党兵庫県衆議院第4選挙区支部	野 口 威 光	平成30年 4月19日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今川明君を励ます会	津 田 敏 明	平成30年 4月30日
上原ひろしを支援する会	上 原 広	平成29年12月31日

梅田幸広後援会	梅 田 幸 広	平成30年 5 月11日
大西健一後援会	大 西 健 一	平成30年 5 月25日
尾崎ひでのり後援会	尾 崎 秀 則	平成30年 5 月20日
小林和男後援会	神 崎 安 弘	平成30年 4 月23日
さとう守後援会	稲 岡 哲 也	平成30年 5 月22日
須磨未来まちづくり100人委員会	尾 崎 秀 則	平成30年 5 月20日
税理士による石井一後援会	池 田 進	平成30年 5 月25日
的場信幸後援会	村 上 浩 一	平成30年 5 月15日
渡辺あきなが後援会	神 吉 秀 穂	平成30年 5 月15日



**兵庫県選挙管理委員会告示第43号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出があった。

平成30年 7 月 3 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
上 原 広	兵庫県議会議員	上原ひろしを支援する会	宝塚市紅葉ガ丘11-28	平成30年 5 月16日
岡 野 多 穂	兵庫県議会議員	地域政党たからづか	宝塚市売布きよしガ丘18-8	平成30年 4 月28日
清 元 秀 泰	姫路市長	清元ひでやす後援会	姫路市飾東町清住571-4番地	平成30年 5 月 1 日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	異動年月日
佐 藤 良 憲	佐藤よしのり後援会	主たる事務所の所在地	新 伊丹市瑞穂町2丁目16-1 瑞穂マンション106	平成29年10月11日
			旧 伊丹市瑞穂町1丁目46 リエス伊丹瑞穂町303	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
上 原 広	上原ひろしを支援する会	平成29年12月31日
大 西 健 一	大西健一後援会	平成30年 5 月25日

## 教 育 委 員 会 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 7 月 3 日

契約担当者

兵庫県立姫路商業高等学校長 白 井 研 二

- 1 落札に係る調達物品及び数量  
兵庫県立姫路商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立姫路商業高等学校 姫路市井ノ口468
- 3 落札者を決定した日  
平成30年 6 月 18 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社サンソフト 姫路市西庄字クボリ甲128番地
- 5 落札金額  
47,952,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年 5 月 7 日